

**有田市新型インフルエンザ等対策行動計画
(改定版)**

令和8年5月

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 4 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	- 4 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 4 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 5 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 8 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 11 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 15 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目.....	- 18 -
第1節 市行動計画における対策項目等.....	- 18 -
第2節 市行動計画等の実効性確保.....	- 18 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 19 -
第1章 実施体制.....	- 19 -
第1節 準備期.....	- 19 -
第2節 初動期.....	- 20 -
第3節 対応期.....	- 21 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 23 -
第1節 準備期.....	- 23 -
第2節 初動期.....	- 25 -
第3節 対応期.....	- 26 -
第3章 まん延防止.....	- 27 -
第1節 準備期.....	- 27 -
第2節 初動期.....	- 27 -

第4章 ワクチン.....	- 28 -
第1節 準備期.....	- 28 -
第2節 初動期.....	- 30 -
第3節 対応期.....	- 32 -
第5章 保健.....	- 35 -
第3節 対応期.....	- 35 -
第6章 物資.....	- 36 -
第1節 準備期.....	- 36 -
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 37 -
第1節 準備期.....	- 37 -
第2節 初動期.....	- 38 -
第3節 対応期.....	- 39 -
【実施体制図】	- 42 -
【用語集】	- 43 -

はじめに

感染症危機への対応については、2009年に世界的に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえ、2012年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定されました。さらに2013年には、同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定されました。

本市においても、2015年3月に有田市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定し、有事への備えを進めてきました。こうした中、2019年12月末以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的なパンデミックを引き起こしました。

国内では、2020年1月に最初の患者が確認されて以来、2023年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく五類感染症へ位置付けが変更されるまで、3年以上にわたり特措法等に基づく対応が行われました。この間、新型コロナは国民の生命・健康のみならず、経済や社会生活など幅広い分野に深刻な影響を及ぼしました。

新型コロナへの対応は、政府行動計画、和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)及び市行動計画の策定後、初めての感染症危機対応となりましたが、これらの計画は主として新型インフルエンザを前提としており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定していませんでした。そのため、新型コロナ対応は計画の想定を超える事態となり、国においては保健・医療分野の新たな取組や、まん延防止対策の検討・実施が進められました。この教訓を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画は約10年ぶりに抜本的な改定が行われました。

本市においても、幅広い呼吸器感染症を念頭に、中長期的に複数の流行波が発生することを想定し、市行動計画を改定することとしました。本計画では、七つの対策項目について、準備期・初動期・対応期に応じた取組を整理するとともに、有事における複数のシナリオを想定し、必要な対策の選択肢を示しています。

市行動計画は、新型コロナ対応時の教訓を踏まえつつ、政府行動計画、県行動計画及び国の各種ガイドラインとの整合性を図っています。次なる感染症危機は将来必ず発生する可能性があり、その際、危機が本計画の想定内に収まるとは限りません。想定外の事態においても、柔軟かつ機動的に対応できる体制を確保することが求められます。

そのためには、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。本市は、幅広い感染症危機に対応できる社会の実現を目指し、関係機関と連携しながら、市行動計画に基づく取組を着実に推進します。また、平時から様々な有事シナリオを想定した実践的な訓練等を通じて、計画の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できる体制を構築してまいります。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内や本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患すおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市民への感染拡大防止と経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

1 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を進めることは、大きなリスクとなりかねない。

市行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国は、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関の整備状況等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、図表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立することとしている。市はこれらの戦略を踏まえ、国及び県と連携し戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチ

ケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表1 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や、政府・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに初動体制に切り替える。 ・新型インフルエンザ等に位置づけられる感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 ・海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を講ずる。
	国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている時期	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

<p>国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 ・地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
<p>流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

以下表に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表2 初動期及び対応期の有事シナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期	初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じ迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。 （この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）

<p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p>	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。 (ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)</p>
<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p>	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充（準備期）

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ） 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ） 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ） DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と地方公共団体との連携、研究開発への支援、国際的な連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて、国・県の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。そのため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする²。新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部³及び市対策本部⁴は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市は特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。⁵

2 特措法第5条

3 特措法第22条

4 特措法第34条

5 特措法第24条第4項及び第36条第2項

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁶。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁷。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁸。

6 特措法第3条第1項

7 特措法第3条第2項

8 特措法第3条第4項

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

9 特措法第3条第5項

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁰。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹¹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹²。

10 特措法第4条第3項

11 特措法第4条第1項及び第2項

12 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

第2節 市行動計画等の実効性確保

新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するため、平時から関係機関との連携体制を整備し、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めるものとする。国や県の方針、法令改正、訓練結果等を踏まえて計画を適宜見直すとともに、職員及び関係機関を対象とした訓練・研修を実施し、対応力の向上を図る。

さらに、市民や事業者に対する感染予防の啓発、必要物資や人材の確保、情報の迅速な収集・発信体制の整備、業務継続計画（BCP）との整合を図るなど、総合的な体制整備に努める。さらに、訓練や対応状況の検証を通じて課題を把握し、計画やマニュアルに反映することにより、実効性の一層の向上を図る。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹³

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市においては、平時から指揮命令系統の整理及び組織体制の拡張性の確保、人員配置や業務継続体制の調整、縮小可能な業務の整理等を行い、必要な機能が確実に発揮される体制を整備する。併せて、研修や訓練を通じて課題の把握と改善、対応能力の向上を図るとともに、定期的な情報共有や協議の機会を設け、関係機関間の連携を強化する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、状況の変化や病原体の性状、医療提供体制の逼迫状況等を踏まえつつ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える体制を確保する。長期化も想定した持続可能な実施体制を維持し、必要に応じて対策の見直しや強化を行うことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁴。

《経営管理部、福祉部》

13 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項

14 特措法第8条第7項及び第8項

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

《経営管理部、全部局》

- ③ 市は、県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

《経営管理部、福祉部》

3. 関係機関との連携

市は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

第2節 初動期

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《経営管理部、福祉部》

- ② 市は、人員体制について必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《経営管理部、全部局》

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、有田市新興感染症対策応援基金や国からの財政支援¹⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁶ことを検討し、所要の準備を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

15 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

16 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

市は、対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国に対して職員の派遣を要請する。¹⁷

《経営管理部、福祉部、関係部局》

- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁸を要請する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

- ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹⁹。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する²⁰。

17 特措法第26条の6

18 特措法第26条の2第1項

19 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

20 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

また、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²¹。

《経営管理部》

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²²。

《経営管理部》

21 特措法第 36 条第 1 項

22 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²³

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を県と連携して取り組む。

(※情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン参照)

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

23 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市民に対するリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で整理しておく。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

(1) 偏見・差別に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

《経営管理部、関係部局》

(2) 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅され拡散される信頼性の高い情報とそうではない情報による不安や恐怖が社会を混乱させる問題や、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシー（情報を正しく理解し、判断し活用する能力）の向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

《経営管理部、関係部局》

第2節 初動期

1. 情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有

市は、国、県の取組及び他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえ市民に対して現在の対策及び必要となる対策等を対策決定のプロセス、理由及び実施主体を明確に分かり易く、各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムに情報提供、注意喚起を行う。また、リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制の強化を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民に対し、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するために、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、国、県及び関係機関とリアルタイムで対策の方針の伝達、流行や対策の状況を的確に把握を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《経営管理部・福祉部・関係部局》

第3節 対応期

1. 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

市は、引き続き、国、県の取組及び他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえ市民に対して現在の対策及び必要となる対策等を対策決定のプロセス、理由及び実施主体を明確に分かり易く、各種媒体を活用しできる限りリアルタイムに情報提供、注意喚起を行う。また、リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制の強化を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対しきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するために、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、国、県及び関係機関とリアルタイムで対策の方針の伝達、流行や対策の状況を的確に把握を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《経営管理部・福祉部・関係部局》

第3章 まん延防止²⁴

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害並びに市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供と併せ、必要に応じてまん延防止対策を講ずることにより、感染拡大の速度やピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑えることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や予防接種開始前においては、まん延防止対策は公衆衛生上、極めて重要である。

このため、市は、平時から市民・学校・事業者が基本的な感染対策を理解し実践できるように支援することで、発生時における感染拡大の初期段階での抑制を図る。また、自身の体調変化への適切な対応や相談体制の周知を進め、有事において混乱を最小限に抑える体制づくりを図り、国内発生が確認された段階から、市民や事業者等が確実に基本的な感染対策を実践できるよう促すとともに、国の要請に基づき業務継続体制を整え、感染拡大を初期段階において、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

第2節 初動期

1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市民、事業者、福祉施設等に対し換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

²⁴ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）

第4章 ワクチン²⁵

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため市及び関係機関は、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの迅速かつ円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国の確保・配分方針及び和歌山県の実施計画に基づき、ワクチン優先接種対象者への円滑・安全・適正な接種を推進するとともに、医療機関及び関係団体と連携して接種体制を確保し、市民への分かりやすい情報提供並びに円滑で柔軟な運用が可能な予防接種体制を維持する。

(※予防接種(ワクチン)に関するガイドライン参照)

第1節 準備期

1. 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

《福祉部》

(2) 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、原則として市が実施主体として集団的接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

《経営管理部、福祉部》

25 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施に関する事項)

(3) 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

《福祉部》

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市の居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁶。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、接種希望者が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

市は、国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民への周知を図る。

《福祉部》

2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《福祉部》

3. ワクチンの接種に必要な資材

図表 3 を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

《福祉部》

26 予防接種法第 6 条第 3 項

図表3 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

第2節 初動期

1. 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、国や県の方針に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、予防接種に必要となる資材（第1節参照）の確保等、接種体制の構築を行う。

《福祉部》

(2) 特定接種

市は、市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

《経営管理部、福祉部》

(3) 住民接種

《福祉部》

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳や健康管理システム等を用いて、年齢層別の接種予定数を把握し、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 市は、接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 市は、予防接種に必要な業務を洗い出し、担当部門を定め、必要人員の算定、個人名簿の整備、事前説明・研修、継続可能なシフト作成を行い、業務の優先順位に応じて配置する。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、必要な医師・看護師・薬剤師等の確保を図る。
- ⑤ 市は、市医師会等と協議し、接種実施医療機関の確保を進める。その際、診療時間延長や休日接種等による受け入れ拡大を調整する。必要に応じ、保健センター、学校等の公的施設を接種会場として活用し、医療機関の医師・看護師等が当該会場で接種できる体制について協議する。
- ⑥ 市は、高齢者入所施設・社会福祉施設等に入所中の者等が接種を受けられるよう、介護担当課等および市医師会等と連携し、施設内接種等の体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関以外に臨時接種会場を設ける場合、会場運営方法を定め、医療従事者以外の運営要員を確保する。また、予約管理、ワクチン配送、マイナンバーカードによる本人確認等の事務デジタル化を実現するため、会場をシステム基盤に登録し、必要な機器・通信環境等を整備する。
- ⑧ 市は、臨時接種会場の設置に際し、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であることを踏まえて手続きを行う。また、接種方法、会場数、開設時間に応じて必要な医療従事者数を算定する。

- ⑨ 市は、アナフィラキシー等の重篤な副反応に備え、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン薬、抗けいれん薬、ステロイド等の救急処置用品を適切に整備・管理する。薬剤購入等は、事前に市医師会等と協議の上で準備する。また、発生時の迅速対応のため、会場従事者の役割分担を事前に確認し、市医師会、地域医療機関、消防機関と調整の上、搬送先となる近隣の二次医療機関等を選定・共有し、連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等は原則として市が準備するが、全量の事前備蓄は困難なため、市医師会による一部持参の協力を含め、事前に協議する。市が独自調達する場合も、関係機関と方法を協議し、医療資材会社と情報交換を進めて具体的な準備を行う。
- ⑩ 市は、感染性産業廃棄物の保管場所に囲いと掲示を設ける等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく基準を遵守する。また、収集頻度・量等について、廃棄物処理業者と事前に十分協議する。
- ⑪ 市は、ロープ等で一方通行の動線を確保し、予診票の記入漏れ確認や判断待ちによる滞留が生じないように配慮する。また、被接種者が一定の間隔を保てる十分な広さの会場を確保し、要配慮者（高齢者、障害のある方、乳幼児同伴者等）への対応体制を準備する。

第3節 対応期

1. 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《福祉部》

(2) 特定接種

市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、本人の同意を得て集団接種を基本とした特定接種を行う。

《経営管理部、福祉部》

(3) 住民接種

《福祉部》

① 予防接種の準備

市は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

② 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

③ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

④ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護担当課等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

⑤ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

⑥ 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民への適切な情報提供・共有を行う。

《福祉部》

(5) 情報提供・共有

《福祉部》

① 市は、医療機関等と連携し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

また、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

2. ワクチンや必要な資材の供給

市は、接種開始後、ワクチンおよび関連資材の使用実績を踏まえ、特定の医療機関等への希望者の集中を避けるため、割り当て量を調整するとともに、割り当てられた範囲内で各実施医療機関等の接種可能量に応じて配分する。供給の滞りや偏在が生じた場合は、県を中心に関係者への聴取・調査により管内在庫を含む状況を把握し、地域間の融通を実施する。その際、特定製品の指定や偏った発注が偏在の要因となり得ることを踏まえ、他製品の活用を含めて柔軟に配分・融通を行う。

《福祉部》

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域により差異があるため、地域の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況に応じて必要な保健対応を講じ、市民の生命及び健康を保護する。あわせて、適切な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを通じて、市民の理解と協力を得る。

また、まん延防止及び医療提供体制の維持に向け、県の方針・指導と整合して対応を進めるほか、市は平時から情報収集体制及び人員体制の整備、優先業務の整理、ICTの活用による業務効率化を推進し、関係機関と一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を実施する。

第3節 対応期

1. 主な対応業務の実施

(1) 相談対応

市は、県と連携し、感染したおそれのある者等からの相談があった場合、症状や状況に応じて必要な情報提供を行うとともに、発熱外来等の医療機関の受診方法を市民に周知する。

《福祉部》

(2) 健康観察及び生活支援

① 市は、県が実施する患者・濃厚接触者の健康観察に協力し、必要に応じ、情報提供、公費支援制度の案内や見守り支援の調整を行う。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

② 市は、県から患者又は濃厚接触者に関する情報共有（提供範囲は法令・通知に基づく）を受け、県が実施する食料・生活必需品の提供、パルスオキシメーター等の物品支給等の生活支援に協力する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

第6章 物資²⁷

新型インフルエンザ等の発生時には、全国的かつ急速なまん延により感染症対策物資等の需要が急増し、供給逼迫が生じ得る。市民の生命及び健康への影響を回避するため、平時からの計画的な備蓄及び供給確保策を推進し、発生時には円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

第1節 準備期

1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁸

- ① 市は、行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁹。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁰。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

- ② 市は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《消防本部》

27 特措法第8条第2項第2号ハ

28 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

29 特措法第10条

30 特措法第11条

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保³¹

新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命・健康だけでなく、市民生活や社会経済活動にも大きな影響が及ぶおそれがある。このため市は、平時から情報共有体制の整備、支援手続の準備、物資の備蓄、柔軟な勤務形態の導入準備等を進め、発生時には生活と社会経済の安定確保に必要な対策・支援を行う。あわせて、事業者・市民へ適切に情報提供・共有し、必要な準備を促すとともに、事業継続と感染防止に取り組めるよう支援する。

第1節 準備期

1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

31 特措法第8条第2項第2号ハ

32 特措法第10条

33 特措法第11条

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《経営管理部、福祉部、関係部局》

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者³⁴等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

《経営管理部、福祉部》

5. 火葬体制の構築

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

（※埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン参照）

《市民部》

第2節 初動期

1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

《経営管理部、経済部、関係部局》

2. 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《市民部》

³⁴新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照

第3節 対応期

1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《福祉部、教育委員会、関係部局》

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《経営管理部、福祉部、市民部》

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育委員会》

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《経営管理部、経済部》

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《経済部》

35 特措法第45条第2項

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《経営管理部、経済部、関係部局》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁶。

《全部局》

(5) 埋葬・火葬の特例等

《市民部》

- ① 市は、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 市は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

- ⑥ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う³⁷。

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

《経営管理部、経済部、関係部局》

(2) 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《関係部局》

(3) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

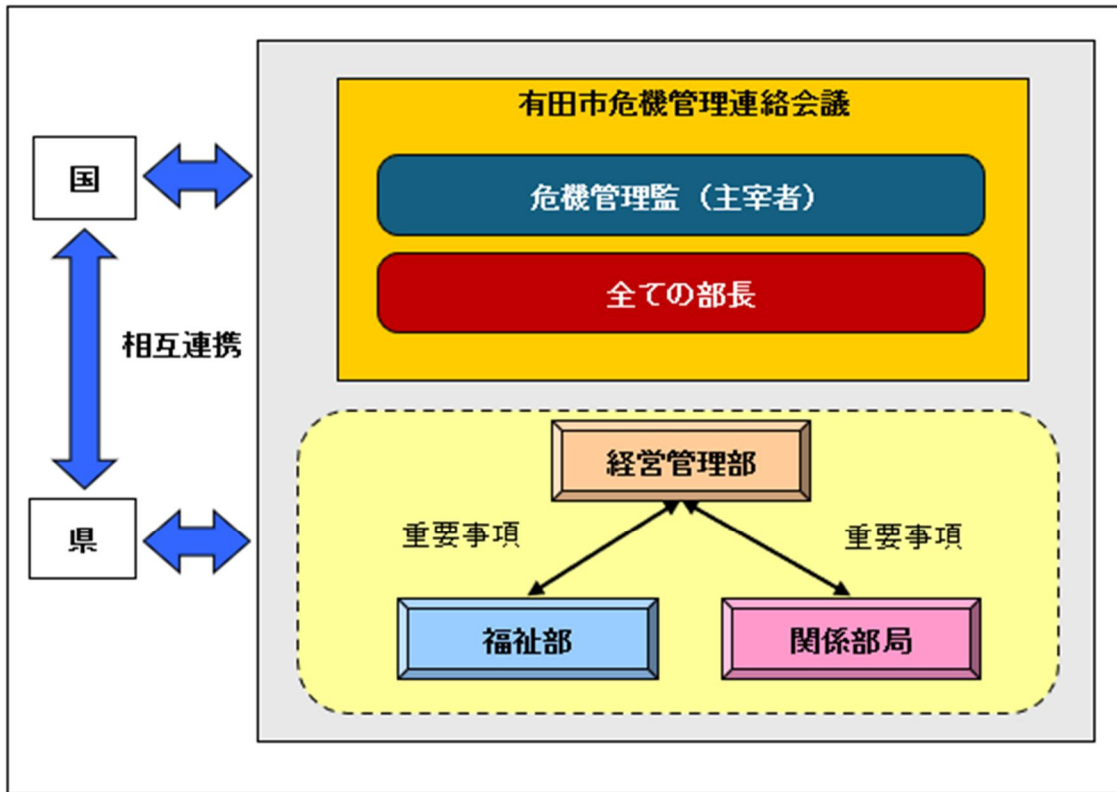
市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《水道事務所、関係部局》

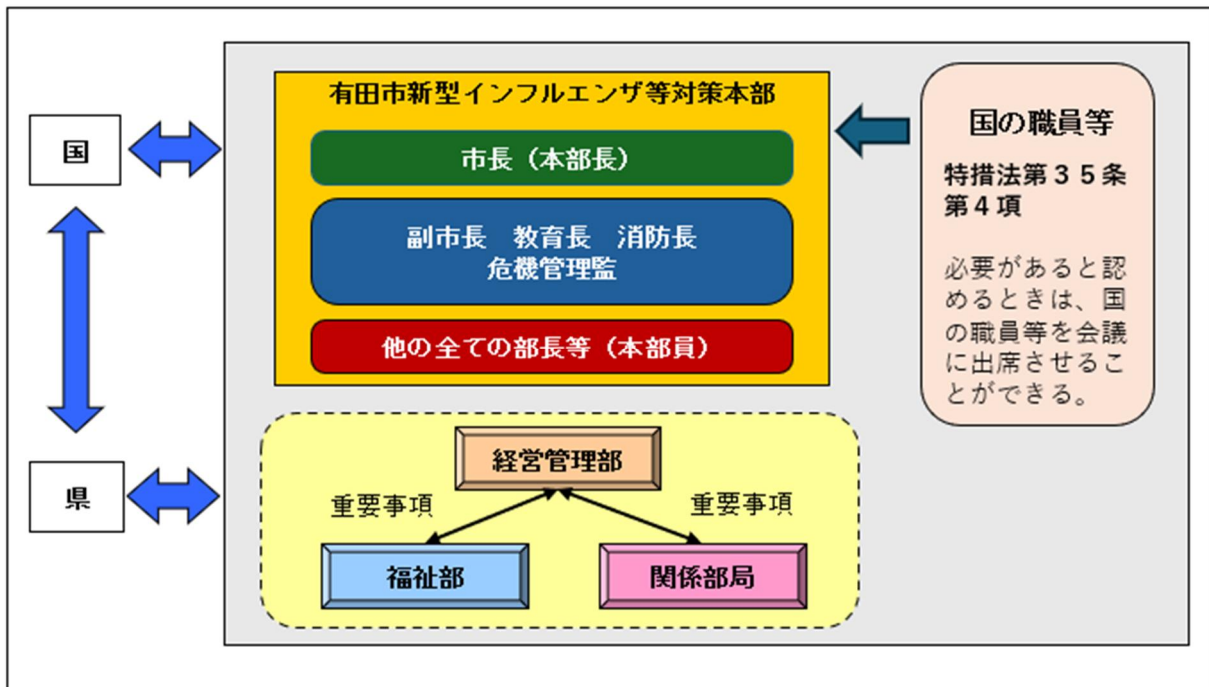
37 特措法第 56 条

【実施体制図】

準備期～初動期（発生前）



初動期～対応期（発生後）



【用語集】

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等に基づく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。県が策定するものについては、「県行動計画」とする。市が策定するものについては、「市行動計画」とする。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。））、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。

	※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

地方公共団体	都道府県、市町村及び特別区。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する、主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり長時間接触したりして、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。